

愛労委令和5年（不）第12号事件（7条1号・3号）

1 事案の概要

本件は、申立人をX組合、被申立人をY1会社及びY2会社とする愛労委平成30年（不）第7号不当労働行為救済申立事件として当委員会に係属していた事件について、当委員会が令和2年11月24日付けで一部救済命令を発したところ、X組合が命令を不服として取消しを求める訴訟を提起し、最高裁判所の令和5年10月11日付けの決定により名古屋地方裁判所による同命令を一部取り消す判決が確定したことから、令和5年11月27日に公益委員会議における決定により審査を再開した事件である。

2 主文の要旨

愛労委平成30年（不）第7号不当労働行為救済申立事件に係る令和2年11月24日付け愛知県労働委員会命令主文第4項を第5項とし、第3項の次に、Y1会社が、X組合の組合員であったA1、A2及びA3に対して昇給を行わなかったこと、平成30年9月22日付け「ご連絡」と題する書面を送付したこと並びにA1の同年5月分給与から1万円を控除したことが不当労働行為であると認定された旨の文書を交付しなければならないとの1項を加える。

3 判断の要旨

行政事件訴訟法33条2項の規定に基づき、判決の趣旨に従い、主文のとおり命令する。